

福岡中学校における「学校いじめ防止基本方針」

1. はじめに

本校の方針は国・福岡県及び福津市のいじめ防止基本方針を踏まえ、福岡中生徒の健全な心身の成長と人格の形成を願って制定しています。

2. いじめとは

『当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う「心理的または物理的」な影響を与える行為（インターネット・スマートフォン等を含む）行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの』をいいます。

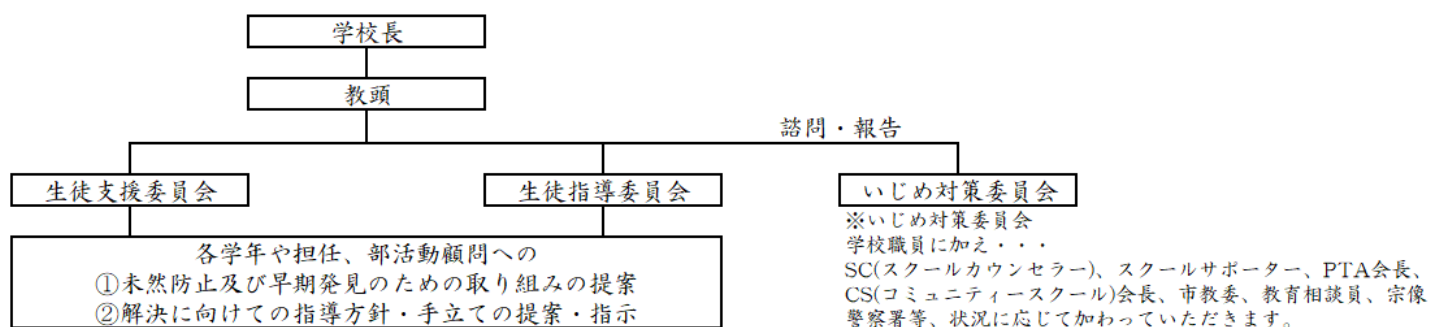
3. いじめ防止のための基本方針と本校職員の認識

いじめにはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めます。また、いじめ事案が認知・確認された場合は「早期対応」で的確に取り組みます。そして、いじめ事案が発生しにくい学校風土の醸成を目指します。以下は、本校職員のいじめ・いじめ事案に対する認識です。

『いじめはどの学校でも起こり得る』という認識をもって対応し、『いじめ見逃しゼロ』に努めます。

- ① いじめは、人として恥ずかしい行為であり、決して許されない。
- ② いじめは、大人が気付きにくい、潜行したところで行われる。
- ③ いじめは、いじめられる側にも原因があるという考え方は誤りである。
- ④ いじめは、往々にして暴行・脅迫・強迫・恐喝など刑法に抵触することがある。
- ⑤ いじめは、職員の生徒観や指導のあり方に一石を投じている。
- ⑥ いじめは、学校と保護者・地域が綿密に連携して取り組むべき問題である。

4. いじめ防止及び認知・確認した場合の校内組織図



5. いじめの未然防止・発生しにくい学校風土づくりの方策

- ① 道徳教育を充実させ、生徒自身が自ら望ましい価値観・生き方・人生観の構築を目指していくよう支援・指導していきます。
- ② 毎日の授業では、その目的を「知識・技能の習得」に偏ることなく、班活動・グループ活動を積極的に取り入れることで「人は考え方や意見の相違があることは普通である」という認識を生徒達の心の中に育んでいきます。
- ③ Q-U テストの結果を受け SST【ソーシャルスキルトレーニング】や GWT【グループワークトレーニング】等を特別活動（学活・生徒会活動・学校行事）の中に取り入れ、円滑な人間関係を築く能力を高めます。
- ④ OJT (on the job training) の視点に立ち、ベテラン職員の経験やノウハウを若手職員に伝えることで職員集団全体の技量アップに努めます。
- ⑤ お互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活が送れるような環境づくりに努めます。

6. いじめの早期発見・早期対応の方策

- ① 毎月いじめアンケートを実施します。アンケートの様式として無記名・記名・家庭に持ち帰っての記入等、生徒が真実を書きやすい方式を工夫していきます。
- ② いじめ事案が発生しやすい昼休み・放課後の見回り・巡回を行います。
- ③ 県教委が提示している「いじめ発見チェックリスト」を活用することで、ベテラン職員の経験やカンのみにも頼ることなくすべての職員でいじめ事案を見落とすことがないようにします。
- ④ 大きな学校行事では生徒間のトラブルが発生することがあるという事実を鑑み、行事の前後等定期的に担任との二者面談（教育相談）を実施します。
- ⑤ 校内で気になる点を発見した場合は保護者へ連絡し学校と家庭で連携して、その生徒を見守っていきます。
- ⑥ いじめ事案を認知・確認した時は躊躇することなく、生徒支援委員会・生徒指導委員会を中心とした学校体制で解決に向けて全力で取り組みます。
- ⑦ いじめ事案の解決に当たっては重大インシデントにならないことを最優先事項とします。
- ⑧ いじめ事案の解決に向けては、当該者及び周囲の生徒達が客観的かつ冷静に事案全体を観ることができるよう支援・指導します。そうなることで、単なる「加害者」「被害者」の関係ではなく学級集団の一員・学年集団の一員・福間中学生徒の一員としてどうあるべきかを追い求める姿勢に繋がると考えます。

7. いじめ発見チェックリスト

いじめ早期発見のためのチェックリスト【教師用】

時系列	項目	児童生徒を観るポイント
(1)登校から朝の会	1	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	2	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2)教科等の時間	3	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	4	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	5	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	6	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。
(3)休み時間	7	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	8	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	9	遊び仲間が変わった。
(4)昼食時間 (5)掃除時間	10	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳がされる。
	11	重い荷物や汚れたものを持たされることが多い。
	12	掃除時間に一人だけ離れて掃除をしている。
(6)帰りの会から下校	13	責任を押しつけられたり、追及されたりすることが多い。
	14	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない。
(7)部活動やクラブ	15	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	16	急に部活動を辞めたいや、クラブを変えたいと言い出す。
(8)学校生活全般	17	グループ分けなどで、なかなか所属が決まらない。
	18	本意でない係や委員に無理やり選出される。
	19	衣服の汚れや擦り傷が見られる。
	20	持ち物や掲示物等に、イタズラや落書きをされる。
	21	持ち物が無くなったり、壊されたりすることがある。

8. 関係機関との連携

昨今の学校環境を取り巻く状況を踏まえ、令和5年2月に文部科学省よりSNSによる誹謗中傷などの『重大いじめ案件』について学校と警察が協力して対応を行うよう通知文が出されました。また、生徒指導提要改訂版でも、事案によっては関係機関と連携し、対応していくことが求められています。誰も『いじめの被害者にも加害者にもならない』よう、安全・安心に学校生活を送れるように保護者の方のご協力をお願い致します。

右のQRコードから、文部科学省の2月発行の通知文(原文)を確認することができます。

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf

